

(別紙)

登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種についての一問一答集

令和8年8月31日作成

【目次】

1. 総論.....	5
1-1 令和9年5月に登録飼養衛生管理者によるワクチン接種に係る規定が施行されるが、施行後、現行制度と何が変わるのか。.....	5
1-2 研修を修了した飼養衛生管理者は、誰でも登録飼養衛生管理者となって豚熱ワクチンを接種できるのか。.....	6
1-3 既にワクチン接種を実施している飼養衛生管理者に対する研修は不要ではないのか。.....	7
1-4 現行制度と基本的に変わらないとしながら、防疫指針留意事項別紙2（研修要綱）は、旧留意事項別紙2（研修会要綱）と記載ぶりが大きく変更となっているのはなぜか。.....	7
2. 研修の実施方法.....	8
2-1 法上、都道府県知事が研修を実施することとなっているが、外部委託は可能か。外部委託に当たり、国の支援はあるか。.....	8
2-2 初回研修は原則として実地開催することとしているが、旧指針に基づきワクチン接種を実施している飼養衛生管理者は、知識も技能も十分有している」と県として判断している場合でも実地開催した方が良いのか。.....	8
2-3 改正後の防疫指針（留意事項別紙2）では、他県で研修を終了するなど、修了証の交付を受けている者は、研修内容を省略することができるものとされているが、旧指針に基づき研修会の修了証の交付を受け、これまで問題なく豚熱ワクチンを接種している者はこれに該当しないのか。.....	8
2-4 登録飼養衛生管理者の登録のための研修に関する防疫指針の留意事項改正直前に旧指針に基づく研修会を実施したばかりだが、それでも再度研修を行わなければならないか。.....	9
2-5 書面による研修実施とは何か。.....	9
2-6 研修の接種技術に関する事項について、実際に豚を用いて研修を実施する必要があるか。.....	9
2-7 修了証の交付者は知事でなければならないのか。.....	10
2-8 更新研修は全ての登録飼養衛生管理者が必ず受講しなければならないのか。.....	10

2-9 各種研修の実施の際、知事認定獣医師の参加は必要か。.....	10
3. 登録.....	12
3-1 法に基づく登録はいつから可能になるのか。.....	12
3-2 法に基づく登録において、必ず実施しなければならない手続きは何か。..	12
3-3 法令や防疫指針において、現時点で法に基づく登録申請等に必要な様式が定められていないが、登録に際し、各種様式はどのように準備すればよいのか。.....	13
3-4 登録飼養衛生管理者が他の畜種（牛等）の農場に人事異動した場合であって、豚等を飼養する認定農場で豚熱ワクチン接種を実施しない場合、登録の取消しを行う必要があるのか。.....	13
3-5 登録飼養衛生管理者の登録及び認定農場の認定の取消し後、都道府県による指導等により体制の改善が確認された場合には、再度登録・認定の手続を経て登録飼養衛生管理者による接種を可能とできるか。.....	13
4. 農場の認定.....	14
4-1 農場の認定に有効期間はあるのか。.....	14
4-2 認定農場の要件の「飼養衛生管理基準の遵守」について、どの程度遵守している必要があるのか。.....	14
4-3 農場における作業手順書の作成に当たり、知事認定獣医師が関与してもよいのか。.....	14
5. 家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示・監督関係.....	15
5-1 豚熱ワクチン接種票交付のための診察の頻度及び監督の頻度はどの程度か。.....	15
5-2 豚熱ワクチン接種票について、記入の上で留意すべき点は何か。.....	15
5-3 豚熱ワクチン接種票を交付する際に、薬機法に基づく指示書を別途交付する必要があるか。.....	16
5-4 豚熱ワクチン接種票の都道府県への提出方法は、他のワクチンの指示書の都道府県への提出方法と同じである必要があるか。.....	16
6. ワクチンの流通・保管・管理関係.....	17
6-1 登録飼養衛生管理者に対するワクチンの受渡し及び返却は家保において行う必要があるか。.....	17
6-2 ワクチンの受渡しの頻度はどの程度か。.....	17
6-3 登録飼養衛生管理者が接種する場合の使い残りのワクチンの費用は誰が負担するのか。.....	17
6-4 留意事項 27 のワクチン使用数量の報告について、「定期的」の頻度についてどう考えたらよいか。.....	18

7. ワクチン接種関係	19
7-1 農場ごとの接種計画の作成に当たり、どのようなことに留意すべきか。..	19
7-2 登録飼養衛生管理者は、認定農場において自身が飼養衛生管理に携わる畜舎以外の畜舎でも接種が可能か。.....	19
7-3 認定農場において、登録飼養衛生管理者による接種に加え、家畜防疫員又は知事認定獣医師による接種を実施しても差し支えないか。.....	19
7-4 登録飼養衛生管理者によるワクチン接種に係る費用は誰が負担するのか。国からの何らかの補助はあるのか。.....	20
7-5 登録飼養衛生管理者による接種により接種した豚が死亡した場合、家畜伝染病予防法第 58 条の規定に基づく手当金は交付されるのか。.....	20
8. 県による要件遵守確認関係	21
8-1 留意事項 20 の 1（5）に規定されている免疫付与状況確認検査は、留意事項 31 に基づく検査とは別に実施する必要があるか。また、農場における検査対象豚はどう考えたらよいか。.....	21
8-2 留意事項 20 に基づき少なくとも年 1 回実施する立入検査は、他の農場立入の機会に同時に実施してもよいか。.....	21
9. 要件の不遵守関係	22
9-1 法附則第 6 条第 1 項から第 4 項までの欠格要件をどのように確認したらよいか。.....	22
9-2 法第 50 条や関係法令違反の罰則対象には、具体的にどのようなものが挙げられるか。.....	22
9-3 登録飼養衛生管理者の要件への違反の発覚に伴い、知事認定獣医師の適切性にも疑義が生じた場合には知事認定獣医師に対しどのように対応すればよいか。.....	22
10. その他	23
10-1 接種する者自体が変更されない場合であっても、ワクチン接種プログラムを更新する必要があるのか。また、更新が必要な場合、研修の実施や登録の都度、ワクチン接種プログラムについて、農林水産省の確認を経て更新しなければならないのか。.....	23
10-2 留意事項を含む防疫指針において、接種実績の報告等都道府県と認定農場（又は登録飼養衛生管理者）のやりとりが記載されている事項について、知事認定獣医師等を間に介してもよいか。.....	23
10-3 防疫指針や留意事項に記載がないことであっても、都道府県が必要に応じて追加でルールを設けることは差し支えないか。.....	24
10-4 農場から豚熱ワクチン接種を実施した旨の証明書を求められた場合はど	

うしたらよいか。	24
10-5 本一問一答集を知事認定獣医師に共有してもよいか。	24
10-6 以前都道府県限りで提供された Q&A 集は廃止になるのか。	24

1. 総論

1-1 令和9年5月に登録飼養衛生管理者によるワクチン接種に係る規定が施行されるが、施行後、現行制度と何が変わるのか。

(答)

- 1 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和8年法律第20号。以下「改正法」という。）により、令和9年5月に家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）の附則に登録飼養衛生管理者（飼養衛生管理者（法第12条の3の2第1項に規定されるものをいう。以下同じ。）のうち、法附則第6条第1項の登録を受けた者をいう。以下同じ。）による動物用生物学的製剤の使用に係る規定が施行されることとなりました。これに伴い、法附則第6条第1項に基づき都道府県知事が行う研修を修了して、同項の登録を受けている飼養衛生管理者は、令和9年5月1日以降は、当分の間、獣医師法（昭和26年法律第186号）第17条の規定にかかわらず、豚熱ワクチンの使用を業務とすることが可能となりました。
- 2 このため、改正法の施行後（令和9年5月1日以降）は、法に基づき、登録飼養衛生管理者による接種が行われることとなりますが、登録飼養衛生管理者に求められる知識や技能はこれまでの防疫指針（豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表）をいう。以下同じ。）に基づく接種と基本的に変わりません。
- 3 なお、現行制度（改正前の防疫指針の留意事項別紙2に基づくものをいう。）により、研修や登録を受けているのみの方は、令和9年5月1日以降、豚熱ワクチンの接種を行うことはできなくなりますのでご注意ください。
- 4 一方、制度面（接種の法的根拠）については、知事認定獣医師によるワクチン接種を含めて、豚熱のワクチン接種は全て法第6条第1項の規定による接種となります。また、登録申請や変更届出等、法に基づく手続きが生じることとなるため、各都道府県において法施行までに事務手続きに支障が生じないよう体制を整備する必要があります。

1-2 研修を修了した飼養衛生管理者は、誰でも登録飼養衛生管理者となって豚熱ワクチンを接種できるのか。

(答)

- 1 研修を修了していても、法附則第6条第1項第1号から第4号までに規定される以下の欠格要件に該当する者は、登録飼養衛生管理者として登録することはできません。
 - ① 精神の機能の障害により登録飼養衛生管理者の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ③ 法、獣医師法（昭和24年法律第186号）、薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）をいう。以下同じ。）及び獣医療法（平成4年法律第46号）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ④ 登録飼養衛生管理者として豚熱ワクチンの使用の業務に関し、不正の行為があった場合又は虚偽若しくは不正の事実に基づいて登録飼養衛生管理者の登録を受けた場合に該当して登録飼養衛生管理者の登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- 2 また、法附則第5条の規定により、登録飼養衛生管理者が豚熱ワクチンの接種を業務とできるのは、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）附則第2条各号に定める以下の要件を満たすとともに当該登録飼養衛生管理者が飼養衛生管理者に選任されている衛生管理区域内に限られます。
 - ① 衛生管理区域において豚熱ワクチンの適切な管理体制を整備していること。
 - ② 家畜の所有者が、衛生管理区域における衛生管理の方法について、過去1年以内に法第12条の6第1項及び法第34条の2第1項の規定による勧告を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にないこと。
- 3 このため、研修受講によりその過程を修了するだけでなく、農場として飼養衛生管理基準が遵守されており、豚熱ワクチンの適切な管理体制が整備されている必要があるため、豚熱ワクチンを接種する農場が、認定農場（防疫指針第3-2の1（3）②の定めるものをいう。以下同じ。）である必要があります。

1-3 既にワクチン接種を実施している飼養衛生管理者に対する研修は不要ではないのか。

(答)

- 1 今回、ワクチン接種が可能となる根拠が変更となったことから、令和9年4月末時点で防疫指針に基づき既に豚熱ワクチンの接種を行っている飼養衛生管理者であっても、令和9年5月1日以降にワクチン接種を継続して実施するには、今後新たに豚熱ワクチン接種を実施しようとする飼養衛生管理者と同様に、改めて今回改正された防疫指針の留意事項15に基づき、同留意事項別紙2に定める「登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修実施要綱」に基づく研修の過程を修了し、登録を受ける必要があります。
- 2 また、その後も必要な知識の確認等のため、法附則第6条第4項に基づき、1年以内に更新研修を受け、登録を更新する必要があります。
- 3 既にワクチン接種を適切に実施しているのであれば、知識・技能が一定水準以上であり、研修内容の簡素化が可能と考えられますが、ワクチンの管理方法を含め、法令順守等、適切なワクチン接種を継続的に実施するために必要な内容について、定期的に研修を実施し、受講いただくようにしてください。

1-4 現行制度と基本的に変わらないとしながら、防疫指針留意事項別紙2（研修要綱）は、旧留意事項別紙2（研修会要綱）と記載ぶりが大きく変更となっているのはなぜか。

(答)

今回の改正では、法改正により新たに設けられた法附則第5条から第10条までの規定のうち、登録に必要な内容を全て網羅した研修要綱を作成しています。記載ぶりは大きく変わっていますが、求められる知識や技術は現行制度と変わらないと考えていますので、現行制度において問題なくワクチン接種が実施できている飼養衛生管理者については、改正後に求められる知識や技術を基本的に有しているものと考えています。

2. 研修の実施方法

2-1 法上、都道府県知事が研修を実施することとなっているが、外部委託は可能か。外部委託に当たり、国の支援はあるか。

(答)

1 外部委託は可能ですが、法附則第6条第1項において、研修は都道府県知事が農林水産省令で定めるところにより行うこととしていることを踏まえ、実施主体については適切に決定してください。関連して、資料等を含め、研修内容の適切性について農林水産省が確認することはしませんが、法令、防疫指針（留意事項含む。）の内容を踏まえて適切に対応してください。

2 支援については消費・安全対策交付金の活用が考えられますが、各都道府県での取組状況を考慮の上、動物衛生課（事業担当）までご相談ください。

2-2 初回研修は原則として実地開催することとしているが、旧指針に基づきワクチン接種を実施している飼養衛生管理者は、知識も技能も十分有していると県として判断している場合、実地開催によらない方法での研修実施は可能か。

(答)

初回研修は、実地開催（※）を原則としますが、受講者の知識・技能等を踏まえ、適切と考えられる場合にはオンライン開催等、実地開催によらない方法で研修を実施して差し支えありません。

※会議室等に参集する形式を含みます。

2-3 改正後の防疫指針（留意事項別紙2）では、他の都道府県で研修を終了するなど、修了証の交付を受けている者は、研修内容を省略することができるものとされているが、旧指針に基づき研修会の修了証の交付を受け、これまで問題なく豚熱ワクチンを接種している者はこれに該当しないのか。

(答)

1 旧指針に基づく研修会の過程が、改正後の防疫指針（留意事項別紙2）と重複している場合、重複事項の省略は可能です。

- 2 一方、その全てが重複している場合であっても、研修そのものを全て省略し、研修を一切実施せずに法に基づく登録を行うことはできません。この場合であっても、書面による研修実施等、何らかの形で研修を実施し、受講者が法に基づく研修の過程を修了するという形を取る必要がありますので、留意願います。

2-4 登録飼養衛生管理者の登録のための研修に関する防疫指針の留意事項改正直前に旧指針に基づく研修会を実施したばかりだが、それでも再度研修を行わなければならないか。

(答)

法に基づく登録を受けるためには、法に基づく登録を受けるための研修の過程を修了する必要がありますので、再度研修を実施するようにしてください。なお、書面による研修実施等、研修内容は可能な限り簡素化いただいて差し支えありません。

2-5 書面による研修実施とは何か。

(答)

法に基づく登録を受けるための技術・知識を一定水準以上に有していることが確認できる受講者に対し、登録を受けるために必要な技術・知識に関する資料を送付し、受講者に後日、資料の内容を確認した旨連絡をさせることにより、研修の過程を修了したと判断するなど、実地開催やオンライン開催のようにリアルタイムで双方向のコミュニケーションを行わずに研修を実施する方法をいいます。

2-6 研修の接種技術に関する事項について、実際に豚を用いて研修を実施する必要があるか。

(答)

- 1 豚にワクチン接種を実施した経験がない者が受講者である場合等には、実際に豚を使用した研修の実施が望ましいと考えています。

- 2 このため、例えば、各都府県において家畜防疫員、知事認定獣医師等が実際に

ワクチン接種を行う機会を活用するなど、実際の接種をデモンストレーションすることも有効と考えられます。また、動画の活用も有効と考えられるため、状況に応じて適切な研修方法を選択してください。

2-7 修了証の交付者は知事でなければならないのか。

(答)

法附則第10条に基づき、都道府県知事は登録飼養衛生管理者への研修の実施や登録等の事務について、その一部を家畜保健衛生所長に委任することが可能であることから、修了証の交付者は必ずしも都道府県知事である必要はなく、家畜保健衛生所長として差し支えありません。

2-8 更新研修は全ての登録飼養衛生管理者が必ず受講しなければならないのか。

(答)

- 1 接種を継続する場合には、必ず全ての登録飼養衛生管理者が更新研修を受講し、更新手続きを実施する必要があります（法附則第6条第3項）。
- 2 更新研修は、効率的に研修を実施する観点で、飼養衛生管理の指導等の機会に合わせて研修を実施して差し支えありません。
- 3 研修の内容は防疫指針留意事項別紙2に即して実施する必要があり、どのような研修を実施し、受講者が修了したのか等について、都道府県として後日確認できるように、口頭での説明のみで終わらせることなく、後日研修資料を送付するなど、適切に実施してください。なお、書面による研修実施も可能です。

2-9 各種研修の実施の際、知事認定獣医師の参加は必要か。

(答)

- 1 防疫指針において、知事認定獣医師が豚熱ワクチン接種票の交付を行う場合には、適切な診察、監督等の要件が課されています。
- 2 このため、法令や防疫指針上、知事認定獣医師の研修への参加は必須としてい

ませんが、豚熱ワクチン接種票の交付を実施又は予定している知事認定獣医師にあっては、研修参加が望ましいと考えます。少なくとも、都道府県における研修の実施方針等については、共有、理解いただくよう努めてください。

3. 登録

3-1 法に基づく登録はいつから可能になるのか。

(答)

- 1 改正法に基づく、登録飼養衛生管理者に係る規定は令和9年5月1日に施行されることとなっていますが、登録は令和9年5月1日以前でも可能です。
- 2 上記登録は、令和9年5月1日以降は、法附則第6条第1項の登録とみなされます。

3-2 法に基づく登録において、必ず実施しなければならない手続きは何か。

(答)

- 1 法においては、
 - ① 登録を受けようとする飼養衛生管理者が、研修の課程の修了（法附則第6条第1項）、
 - ② 研修を修了した受講者による登録の申請（規則附則第4条）、
 - ③ 都道府県による申請を行った者の登録飼養衛生管理者名簿への登載（法附則第6条第2項）が、新規の登録に際し求められることとなります。
- 2 また、登録の更新についても、新規の登録に準じて実施（法附則第6条第3項から第5項まで）する必要があります。
- 3 加えて、登録事項に変更があった際には、変更のあった登録飼養衛生管理者からの登録事項の変更の届出（法附則第7条）が行われる必要があります。
- 4 さらに、都道府県は、登録飼養衛生管理者が登録の取消し事項（法附則第8条）に該当する場合には、その登録を取り消さなければならないことに留意願います。
- 5 これらの手続きの結果、申請者である飼養衛生管理者が登録されたかどうかを認識できるよう、例えば、申請したものの登録されない場合には、通知する仕組みを構築する等、必要な体制を整備し、その内容を申請者に周知する必要があると考えます。

3-3 法に基づく登録申請等に必要な様式はどのように準備すればよいのか。

(答)

防疫指針の留意事項において、各種様式例を示しています。円滑に登録を行うため、各都道府県において、あらかじめ当該様式例を活用することをご検討ください。

3-4 登録飼養衛生管理者が他の畜種（牛等）の農場に人事異動した場合であって、豚等を飼養する認定農場で豚熱ワクチン接種を実施しない場合、登録の取消しを行う必要があるのか。

(答)

- 1 従事する農場が変更となると、当該登録飼養衛生管理者が飼養衛生管理者となっている衛生管理区域が変更となるため、法附則第7条に基づく変更届出（衛生管理区域の変更）が必要となります。
- 2 この場合、変更後の衛生管理区域は認定農場でなくなるため、豚熱ワクチンの接種はできなくなります。
- 3 また、この届出を受理した時点で、法上、登録飼養衛生管理者ではなくなっているため、法附則第9条の規定に基づき、当該者の登録を消除してください。

3-5 登録飼養衛生管理者の登録及び認定農場の認定の取消し後、都道府県による指導等により体制の改善が確認された場合には、再度登録・認定の手続きを経て登録飼養衛生管理者による接種を可能とできるか。

(答)

初回研修の受講・修了を含め、登録飼養衛生管理の登録を行うとともに、再度認定農場の要件を確認し、認定の手続きを踏めば、原則として可能です。

4. 農場の認定

4-1 農場の認定に有効期間はあるのか。

(答)

特段の期間は設けていないが、原則として年1回の都道府県の立入検査の際に、遵守状況を確認するなどして、認定農場が要件を継続的に満たすことを確認してください。なお、各都道府県の運用において独自に有効期間を設定することは可能です。

4-2 認定農場の要件の「飼養衛生管理基準の遵守」について、どの程度遵守している必要があるのか。

(答)

- 1 まずは飼養衛生管理基準の全ての事項を満たすことを目指してください。不遵守事項がある農場については、改善方針を家畜防疫員と共有している等、遵守に向けて都道府県等の指導に対して前向きに取り組んでいると都道府県が判断する場合については要件を満たしていると判断して差し支えないものとします。
- 2 この場合において、都道府県は日ごろの飼養衛生管理の指導を通じ、遵守状況が改善していることを確認することとし、もし指導に従わない等の状況の変化があった場合には、認定の取消しを含め、対応を検討してください。

4-3 農場における作業手順書の作成に当たり、知事認定獣医師が関与してもよいのか。

(答)

- 1 農場ごとのワクチン作業手順書の作成に当たっては、管轄の家畜保健衛生所のほか、当該農場の事情をよく把握している知事認定獣医師等による関与の下、作成して差し支えありません。
- 2 なお、作業手順書の作成の段階で知事認定獣医師の関与がない場合にあつて、当該農場における登録飼養衛生管理者の接種に知事認定獣医師が関与している場合には、当該作業手順書の内容を知事認定獣医師に共有してください。

5. 家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示・監督関係

5-1 豚熱ワクチン接種票交付のための診察の頻度及び監督の頻度はどの程度か。

(答)

- 1 豚熱ワクチン接種票交付に当たっては、獣医師法第 18 条に準じて適切に診察してください。豚熱ワクチン接種票を交付する際の診察の頻度は、原則として 1 か月に 1 回を目安とします。
- 2 その際、飼養衛生管理の指導や、飼養豚の状況確認、豚熱ワクチン接種票に従った適切なワクチン接種を実施していることの確認を行ってください。
- 3 ただし、個々の農場における飼養規模、接種頻度、飼養衛生管理の状況、他の疾病の発生状況その他の案件での農場訪問実績等を考慮し、県が担保可能な範囲で当該頻度を調節して差し支えありません。

5-2 豚熱ワクチン接種票について、記入の上で留意すべき点は何か。

(答)

- 1 「認定農場の農場名称・住所」欄には、認定農場ごとにワクチン接種状況を把握する観点で、原則として 1 つの認定農場を記入してください。
- 2 「登録飼養衛生管理者の氏名」欄には、認定農場において実際に豚熱ワクチンを接種する登録飼養衛生管理者全員の名前を記載してください。
- 3 使用者用における「チェック欄」には、接種登録飼養衛生管理者が複数いる場合には、チェック状況を取りまとめの上、記載するよう指導してください。
- 4 「接種登録飼養衛生管理者氏名」欄には、実際に当該接種票に従い接種を実施した登録飼養衛生管理者全員の名前を記載するよう指導してください。
- 5 所定の欄に記入しきれない場合には、別紙を添付する等、工夫してください。

5-3 豚熱ワクチン接種票を交付する際に、薬機法に基づく指示書を別途交付する必要があるか。

(答)

- 1 豚熱ワクチン接種票に基づく豚熱ワクチンの登録飼養衛生管理者への受け渡しについては、販売店は、登録飼養衛生管理者ではなく都道府県に販売しているものと整理しています。
- 2 販売店が都道府県に販売するに当たっては、薬機法に基づく指示書の確認は不要です。
- 3 このため、別途、薬機法に基づく指示書の交付も不要です。

5-4 豚熱ワクチン接種票の都道府県への提出方法は、他のワクチンの指示書の都道府県への提出方法と同じである必要があるか。

(答)

- 1 豚熱ワクチンについては、他のワクチンと異なる管理が必要となるため、防疫指針の留意事項において豚熱ワクチン接種票の様式を定めています。
- 2 このため、知事認定獣医師が豚熱ワクチン接種票の交付を行った場合の接種票の写しの提出先については、都道府県において適切に把握できる体制となるようにしてください。
- 3 なお、5-3 の問のとおり、知事認定獣医師が豚熱ワクチン接種票を交付する際に、薬機法の指示書の交付は不要です。

6. ワクチンの流通・保管・管理関係

6-1 登録飼養衛生管理者に対するワクチンの受渡し及び返却は家保において行う必要があるか。

(答)

- 1 都道府県は、ワクチンを家保において登録飼養衛生管理者に受け渡す（所属認定農場の他の登録飼養衛生管理者の分を含めた受渡しも可能。）ほか、販売店からの配送先として、認定農場への直接配送も可能です。
- 2 また、知事認定獣医師を介してワクチンを受け渡す場合には、知事認定獣医師からの受渡しは申請に係る対象認定農場に限るとともに、受け渡す際には接種計画に沿った必要なワクチン量に限るよう都道府県から指導してください。
- 3 使用済みワクチン容器を返却する場合には、家畜保健衛生所への直接持込に加え、知事認定獣医師を介したものでも差し支えありませんが、家畜保健衛生所が適切に使用実績を把握可能となるようよく連携してください。

6-2 ワクチンの受渡しの頻度はどの程度か。

(答)

接種票交付時の診察頻度が原則として1か月に1回を目安であることを踏まえれば、認定農場へのワクチン受渡しについても原則として少なくとも1か月に1回を目安とし、農場においていたずらに長期間保管することがないようにしてください。

6-3 登録飼養衛生管理者が接種する場合の使い残りのワクチンの費用は誰が負担するのか。

(答)

- 1 都道府県がワクチンを購入し、ワクチンの所有権は都道府県となることから、使い残りがあってもその費用負担は都道府県となります。
- 2 ただし、各都道府県の判断により、「ワクチン管理費」（ワクチン購入費（家伝費分を除く。）、輸送費、保管費、事務費等を含む。）等として手数料条例を定め、必要経費を農家から徴収することを妨げるものではありません。

6-4 留意事項 27 のワクチン使用数量の報告について、「定期的」の頻度についてどう考えたらよいか。

(答)

都道府県や農場の負担等を踏まえ、柔軟に設定いただいて差し支えありませんが、留意事項 20 の都道府県による要件の遵守状況の確認において、毎月ワクチンの使用数量等を突合することを踏まえれば、月 1 回以上の頻度とする必要があります。

7. ワクチン接種関係

7-1 農場ごとの接種計画の作成に当たり、どのようなことに留意すべきか。

(答)

農場ごとのワクチン接種計画の作成に当たっては、当該農場における離乳豚の移動時期、環境要因、接種体制、農場又は県内における免疫付与の状況等を踏まえ、接種日齢等の計画の詳細について、農場と都道府県がよく相談の上決定してください（農場において知事認定獣医師を活用している場合は、知事認定獣医師とも相談してください。）。

7-2 登録飼養衛生管理者は、認定農場において自身が飼養衛生管理に携わる畜舎以外の畜舎でも接種が可能か。

(答)

- 1 飼養衛生管理者は衛生管理区域ごとに定められるものであり、その区域内に含まれる畜舎であれば、接種は可能です。当該畜舎を担当する飼養衛生管理者、家畜の所有者等と情報共有等の適切な連携を行った上で、家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示・監督の下、適切に接種してください。
- 2 なお、同一の登録飼養衛生管理者が複数の認定農場（衛生管理区域）において登録されている場合には、それらの認定農場（衛生管理区域）において接種できます。

7-3 認定農場において、登録飼養衛生管理者による接種に加え、家畜防疫員又は知事認定獣医師による接種を実施しても差し支えないか。

(答)

登録飼養衛生管理者による接種と並行して家畜防疫員や知事認定獣医師が接種を行うことも可能です。

7-4 登録飼養衛生管理者によるワクチン接種に係る費用は誰が負担するのか。国からの何らかの補助はあるのか。

(答)

- 1 登録飼養衛生管理者が接種を行う場合であっても、ワクチンの購入費用の1／2は、家畜伝染病予防費により負担することが可能です。
- 2 また、都道府県負担分（農場から手数料を徴収しない分）の4／5は特別交付税の措置の対象となっています。

7-5 登録飼養衛生管理者による接種により接種した豚が死亡した場合、家畜伝染病予防法第58条の規定に基づく手当金は交付されるのか。

(答)

接種豚がワクチン接種により死亡したことが明らかな場合には、登録飼養衛生管理者による接種であっても、法第6条第1項に基づく接種であることから、知事認定獣医師と同様、法第58条の手当金の対象となります。

8. 県による要件遵守確認関係

8-1 留意事項 20 の 1 (5) に規定されている免疫付与状況確認検査は、留意事項 31 に基づく検査とは別に実施する必要があるか。また、農場における検査対象豚はどう考えたらよいか。

(答)

- 1 留意事項 31 に基づき実施する免疫付与状況確認検査の対象に抽出された農場については、同検査と兼ねて実施して差し支えありません。
- 2 当該検査で検査対象とならなかった農場については、原則として、少なくとも年 1 回、留意事項 31 に基づき実施する検査に準じて免疫付与状況確認検査を実施してください。

8-2 留意事項 20 に基づき少なくとも年 1 回実施する立入検査は、他の農場立入の機会に同時に実施してもよいか。

(答)

- 1 原則として、他の農場立入の機会に同時に実施して差し支えありません。
- 2 具体的には、防疫指針第 2—1 の 2 の (5) の①の立入検査、飼養衛生管理基準の遵守状況確認のための立入検査の機会等が想定されます。

9. 要件の不遵守関係

9-1 法附則第6条第1項から第4項までの欠格要件をどのように確認したらよいのか。

(答)

- 1 登録申請時に、申請者から、「法附則第6条第1項各号に該当しない」旨の申告を受けてください。(申告のひな型は本一問一答集の別記様式第1号・2号の別紙として例を作成していますので、参考にしてください。)
- 2 その上で、欠格要件の該当に疑義がある場合は、必要に応じて追加資料の提出を求めることとしてください。

9-2 法第50条や関係法令違反の罰則対象には、具体的にどのようなものが挙げられるか。

(答)

- 1 認定農場において、当該農場に所属する法第50条の使用許可を受けた登録飼養衛生管理者以外の者による接種、法第50条の使用許可申請に係る接種対象農場以外の農場への接種等は、重大な違反として家伝法又は関係法令に基づいて罰則の対象となる可能性があります。
- 2 いずれも事例ごとにその悪質性、故意性等を勘案し、県において適切に判断してください。ただし、繰り返し違反がある場合は、厳格な対応が求められます。

9-3 登録飼養衛生管理者の要件への違反の発覚に伴い、知事認定獣医師の適切性にも疑義が生じた場合には知事認定獣医師に対しどのように対応すればよいのか。

(答)

知事認定獣医師が指示・監督している登録飼養衛生管理者が要件違反をした場合であって、知事認定獣医師の適切性に疑義が生じた場合には、当該知事認定獣医師の認定の取消しも視野に含めて、都道府県が状況を確認の上、対応を検討してください。

10. その他

10-1 接種する者自体が変更されない場合であっても、ワクチン接種プログラムを更新する必要があるのか。また、更新が必要な場合、研修の実施や登録の都度、ワクチン接種プログラムについて、農林水産省の確認を経て更新しなければならないのか。

(答)

- 1 令和9年5月1日以降は、ワクチン接種を行う登録飼養衛生管理者は、法に基づく登録を受けている必要があるため、その旨をワクチン接種プログラムに明記してください。
- 2 この更新を含め、研修の実施や登録の都度、農林水産省の確認を受ける必要はなく、少なくとも1年ごとに実施する更新の際に確認を受けることで差し支えありません。

10-2 留意事項を含む防疫指針において、接種実績の報告等都道府県と認定農場（又は登録飼養衛生管理者）のやりとりが記載されている事項について、知事認定獣医師等を間に介してもよいのか。

(答)

- 1 知事認定獣医師、市町村等を間に介して差し支えありません。この場合、知事認定獣医師等の都道府県への報告事項、報告頻度等については、防疫指針及び留意事項の規定の趣旨に沿って、適切に対応してください。
- 2 また、認定農場等の要件の遵守確認についても、都道府県の責任の下、知事認定獣医師が実施し、都道府県に報告して差し支えありません。

10-3 防疫指針や留意事項に記載がないことであっても、都道府県が必要に応じて追加でルールを設けることは差し支えないか。

(答)

- 1 防疫指針及びその留意事項の趣旨を踏まえ、都道府県が管理等行う上で必要と判断する場合には、都道府県独自にルールを設定して差し支えありません。
- 2 例えば、ワクチン使用数量の報告と合わせて認定農場における豚熱ワクチン在庫数量を報告させる、研修後の登録名簿に顔写真の項目を設ける等が考えられます。

10-4 農場から豚熱ワクチン接種を実施した旨の証明書を求められた場合はどうしたらよいか。

(答)

知事認定獣医師による接種も含め、今回の法改正により豚熱のワクチン接種は全て法第6条の規定による接種となることから、法第8条に基づき証明書を交付しなければならないこととなります。

10-5 本一問一答集を知事認定獣医師に共有してもよいか。

(答)

本一問一答集の共有範囲に特段制限はありません。特に、知事認定獣医師や登録飼養衛生管理者、登録を受けようとする飼養衛生管理者を含めた生産者や関係団体に共有いただいて差し支えありません。

10-6 以前都道府県限りで提供された Q&A 集は廃止になるのか。

(答)

当該 Q&A 集は廃止とします。なお、現時点でも当時から運用が変わっていないものについては、本一問一答集において網羅しています。